

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよこびに生きましょう。



## “文化の日の表彰”

### 51人、4団体が受賞しました



「文化の日」の3日、市では、市の文化向上に寄与された人、市政に功労のあった人など47人4団体を市民ホールに招き、表彰状、感謝状を贈りました。

また、教育委員会でも、長年にわたって児童、生徒の健康管理に尽くされた4校医を表彰しました。

この日、表彰状、感謝状を受けられたのは次の人々です。(敬称略、順不同)

### ■陶芸家の坂上幸子さんに5年ぶりの文化表彰



坂上幸子さん (40歳)  
安中町6丁目11-6

坂上さんは、八尾高出身。京都府大女子短大を卒業後、陶芸の道に入り、昭和38年度日展に初出品で初入選。以後、日展入選9回、日本現代工芸展入選6回、京展入選10回など女流陶芸家として活躍されています。

また、市立労働会館主催「働く人の美術展」への特別出品を通じて、市民の陶芸美術に対する理解を高めるのに寄与されています。

このような坂上さんの活動が、本市の文化向上に多大の役割をはたしたとして、今回、5年ぶりの文化表彰受賞となったものです。

### ■藍谷さんほか36人、2団体に表彰状

〈個人〉

▷藍谷トヨ (桂町6丁目一善行)▷乾 惠美子 (末広町2丁目一統計調査員)▷西川留三郎 (小阪合町1丁目一自治振興委員)▷山口忠次 (柏村36一自治振興委員)▷檜皮忠雄 (太子堂4丁目一自治振興委員)▷岩崎光造 (西山本町2丁目一自治振興委員)▷山本土太郎 (中田201一自治振興委員)▷山中一次郎 (末広町1丁目一民生児童委員)▷和田菊三 (山本町北8丁目一民生児童委員)▷辻井ユキエ (刑部187一民生児童委員)▷植田末太郎 (楽音寺261一民生児童委員)▷藤善義論 (幸町2丁目一保護司)▷松村初枝 (西木の本2丁目一母子福祉会)▷厩野佐武郎 (南木の本7丁目一身体障害者福祉会)▷岸 米吉 (植松町4丁目一遺族会)▷前田一良 (東本町2丁目一傷痍軍人会)▷磯山恵次郎 (恩智1331の1一老人クラブ活動)▷日高義一 (東太子1丁目一国民健康保険運営協議会委員)▷西川 繁 (本町3丁目一国民健康保険運営協議会委員)▷川口 茂 (植松町2丁目一商業)▷細見二郎 (東大阪市吉松1丁目一商工

会議所議員)▷植田逸郎 (南木の本4丁目一農政)▷吉田昭三 (山本町南1丁目一医師会)▷岩井富太郎 (萱振町4丁目一農政)▷熊倉奎二 (志紀町西1丁目一市議会議員)▷岡本次雄夫 (黒谷455一市議会議員)▷日吉政男 (木の本1丁目一教育委員会委員)▷高安喜代子 (恩智1408一婦人活動)▷余田尚正 (久宝寺6丁目一社会体育)▷村井繁造 (本町6丁目一社会体育)▷安井義勝 (東太子1丁目一青少年指導員)▷中谷 稔 (服部川603一青少年指導員)▷三藤サク子 (水越407一社会教育)▷塩崎文江 (柏村100の32一社会教育)▷岩田浅吉 (山本町2丁目一消防)▷松田卓三 (刑部182一消防)▷角倉 光 (老原2丁目一消防)

〈団体〉

▷八尾市衛生婦人奉仕会 (本町3丁目 婦人会館内一代表 角田静子)▷大正中学校女子ソフトボール部 (西木の本3丁目一代表 百瀬正康)

▷今川金治 (老原4丁目一土地提供)▷坂井和夫 (堺市三国ヶ丘一障害児福祉)▷坂江靖弘 (大阪市平野区一母子福祉)▷内山富造 (太田56の1一地域防災)▷杉田ユシ・正 (永畑町1丁目一寄付)

〈団体〉

▷八尾中央ライオンズクラブ (本町2丁目八尾商工会議所内一物品寄贈)▷八尾遊技組合 (本町7丁目 浜口方一物品寄贈)

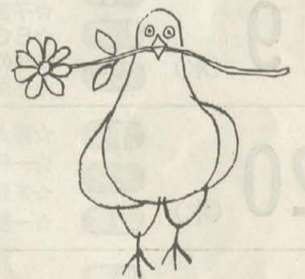
### ■校医4氏を教育委員会表彰

▷萩原 隆 (南木の本7丁目一大正小校医)▷植野重雄 (山本高安町2丁目一曙川小歯科医)▷米井一雄 (山本高安町2丁目一南山本小校医)▷塚本法三 (山本町1丁目一高安中歯科医)

### ■9人、2団体に感謝状

〈個人〉

▷柴田英一 (本町5丁目一物品寄贈)▷大橋清治 (弓削町1丁目一寄付)▷松村元弘 (和歌山県新宮市一物品寄贈)▷池田良三 (南本



### 受賞者紹介



#### ■藍谷トヨさん(53歳)

昭和47年以来、脳いっ血後遺症で寝たきりとなった近所のおばあさんの食事、そうじ、洗濯等日常家事一切の世話をかかさずされています。

この間、洗濯機等日用品を多数寄贈されるなど、隣人愛が稀薄な現代の風潮なかで、他の模範となるとして、今回表彰されたものです。



#### ■大正中女子ソフトボール部

大正中女子ソフトボール部は、体育活動を通じて積極的に心身の発達と健全な人間形成につとめられ、常に生徒間の仲間づくり、後輩への指導・助言、地域での協力促進に尽力されています。

特に今年は、3年連続の近畿大会優勝、通算2度目の西日本選手権大会優勝など抜群の成績をおさめられ、クラブ員のチームワークと最後まで戦い抜く不屈の精神は他の模範となるとして、今回表彰されたものです。



# 行事カレンダー

11/11 (火)	家児 青少 老人 融資	
12 (水)	結婚 家児 教育	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
13 (木)	青少 法律 更生	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(卓球) 17.30-21.00 教育センター ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
14 (金)	身障 家児 教育 融資	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(47年5月生まれの男児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
15 (土)	青少	
16 (日)	心配 結婚	☆市文化祭音楽の夕 15.00- 市民ホール ☆市文化祭短歌大会 13.00- 労働会館分館(植松町) ☆市文化祭俳句大会 13.00- 教育センター ☆秋の市民体育大会(サッカー) 9.00- 八尾中(一般男子) ☆秋の市民体育大会(バスケットボール) 9.00- 高美中(中学生、一般男女)
17 (月)	心配 家児 教育	☆ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所 ☆離乳食講習会 13.00- 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
18 (火)	家児 青少 融資	☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
19 (水)	家児 教育 人権	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆秋の市民体育大会(サイクリング) 9.00- 大和川堤防(中学生、一般男女) ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
20 (木)	青少 法律 職業	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(卓球) 17.30-21.00 教育センター ☆未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所 ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
21 (金)	身障 家児 教育 融資	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(47年5月生まれの女児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
22 (土)	青少	
23 (日)		☆勤労感謝の日 ☆秋の市民体育大会(バスケットボール) 9.00- 高美中(中学生、一般男女) ☆秋の市民体育大会(サッカー) 9.00- 八尾中(一般男子)
24 (月)		
25 (火)	老人 青少 家児 融資	

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)  
☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

《タバコは八尾市内で買いましょう》

## 《人の動き》

(50年10月1日現在)

総数 252,990 (+280)  
男 126,842 (+111)  
女 126,148 (+169)  
世帯数 77,642 (-2)  
( )内は前月からの増減です



市の木《いちょう》



市の花《きく》

## 《稲わらの焼却には届け出を》

秋の取り入れどきになると稲わら、わらくず、もみがらなどの焼却により多量の煙や炎が発生することがあります。

このため、火事と間違われ問い合わせや通報が非常に多くなっています。

『このような焼却をしようとするときは前もって電話でも結構ですから消防署(☎92-2281)へ届け出をしてください。

なお、火の元には消火準備をするとともにその場から離れないで後始末を完全にしてください。

## 《パート看護婦募集》

市では、予防接種のお手伝いをしていただくパート看護婦を募集しています。

☆募集人員 5-6人

☆勤務時間 午後1時-4時頃

☆手当 3時間で2,400円

☆申し込み 11月15日までに市衛生課(☎91-3881 内線360)まで(ただし、有資格者に限る)

## 《八尾難聴児親の会例会》

八尾難聴児(耳の不自由な子供)親の会では、例会時などにおける子供たち(2-5歳)を世話していただけるボランティアの方をさがしています。

学生や一般の方で協力していただける方があればご連絡ください。(連絡先 ☎97-1809 横田宅)

## ◎親の会11月例会

☆とき 11月9日(日)午後1時30分

☆ところ 労働会館(山本町)

☆内容 難聴児を持つ親の体験学習会、今後の親の会活動について。

## 《近大無料法律相談》

近大法律相談部では、次のとおりに無料法律相談を行います。

☆とき 11月9日(日)午前11時-午後3時

☆ところ 用和小学校公民館

## 《祝電は早めに》

春秋の結婚シーズンの大安日や週末には、お祝い電報で電報の受付「115番」が大変ごみあいます。

電々局では、10日前から予約できる配達日時指定制(配達料30円)の利用を呼びかけています。

## 《移動図書館日程》

11月25日までの移動図書館巡回日程は次のとおりです。

11月11日(火)○用和小東門前  
△許麻神社前 12日(水)○上之島中正門前  
△西山本小正門前

14日(金)○刑部公園  
△永畑小正門前 18日(火)○天王の森  
△中高安小北側 19日(水)○大

正中正門前  
△志紀幼東側 21日(金)○太子公園  
△跡部公園

25日(火)○用和小東門前  
△許麻神社前

時間は、○印が午後1時30分-2時30分、△印は午後3時-4時。

## 《バレーボール教室を開講》

市では、次のとおりにバレーボール教室を開きます。

## ◎家庭婦人の部

☆とき 11月15日-12月13日の各土曜日 午前9時30分-正午

☆ところ 教育センター内体育館

☆募集人員 50名(初心者優先)

## ◎勤労青少年の部

☆とき 11月13日-12月11日の各木曜日 午後6時30分-8時30分

☆募集人員 50名(初心者優先) いずれも参加費は無料です。

申し込みは、11月10日(月)までに教育センター内体育振興課へ(☎23-5101)。

## 《第6回囲碁、将棋大会》

労働会館分館と八尾地区労共催の第6回囲碁、将棋大会が次のとおりに行われます。

☆とき 11月30日(日)午前10時

☆ところ 労働会館分館(植松町)

☆参加者 各労働組合、会社より囲碁、将棋それぞれ3名。くわしくは、同館(☎23-4115)へ。

## 《ギター講座生の募集》

婦人会館では、一般市民(小・中学生を含む)を対象に第14回ギター教室を開きます。

☆とき 11月8日から毎週土曜日(午後2時から)と11月11日から毎週火曜日(午後6時から)

☆ところ 婦人会館(本町3-10-10 ☎22-6185)

☆定員 30名(申込順) 申し込み、問い合わせは婦人会館または宮崎宅(☎91-6013)まで

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも13時-16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで

法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付) 13時-16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時-教育センターで

融資 = 中小企業融資相談 10時-12時 産業課で

職業 = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で

人権 = 人権相談 14時-16時 人権擁護委員会室で

老人 = 老人健康相談 10時30分-12時 社会福祉会館で

更生 = 更生相談 10時-16時 社会福祉会館で



# お知らせ



## 来春入所の保育児を募集

☎ 91-3881 内線283

市では、来春入所の保育児を次のとおりに募集します。

☆申請書の交付 11月17日から各保育所、または社会福祉会館内保育第一課で

☆申請書の受付

- 12月1日(月) 久宝寺保育所(久宝寺2-1-9) 久宝まぶね保育園(末広町5-1-2)
- 2日(火) 亀井保育所(亀井町2-4-8) 仮称白鳥保育園(亀井町2-6-26) みよし保育園(太子堂2-3-22)
- 3日(水) 弓削保育所(志紀町西3-12) 志紀保育園(田井中2-66) 若竹保育園(田井中59)
- 4日(木) 母木保育園(恩智77-1) あけぼの保育園(都塚71)
- 5日(金) 千塚保育園(千塚150-1) 高安保育所(教興寺222)
- 8日(月) さくら保育園(福万寺町4-14) 堤保育園(堤町1-7)
- 9日(火) ふじ保育園(山城町5-2-6) ふじ第2保育園(山城町2-41-16) 緑ヶ丘ふじ保育園(緑ヶ丘1-50)
- 10日(水) 荘内保育所(荘内町2-1-27) 八尾隣保館保育所(南本町3-4-5)
- 11日(木) 山本南保育所(山本町南2-4-5) 仮称五月橋保育園(山本町南3-29)
- 12日(金) 西郡保育所(桂町2-33) 桂保育所(桂町2-1-1) 高砂保育所(高砂町1-27) 幸保育所(幸町4-58の2) 以上、交付、受付とも桂解放会館で

時間はいずれも午前10時～午後3時。このほか12月14日(日)午前9時～正午まで保育第一課で全保育所分を受け付けます。

☆入所基準 保育所に入所できる基準は、次のいずれかの事情がある場合です。

(イ) 母親が家庭外労働 (ロ) 母親が家庭内労働 (ハ) 母親のいない家庭 (ニ) 母親の出産など (ホ) 病人の看護 (ヘ) 家庭の災害 (ト) その他市長が特に必要と認めた場合

☆申請 必ずお子さんを連れて、印鑑持参のうえ、保護者が希望する保育所、保育園で行ってください。(郵送不可)

なお、仮称白鳥保育園分は、亀井保育所で、若竹保育園分は志紀保育園で、ふじ第2保育園分はふじ保育園で、仮称五月橋保育園分は山本南保育所でそれぞれ交付、受付とも行いますので注意してください。

時間はいずれも午前10時～午後3時。このほか12月14日(日)午前9時～正午まで保育第一課で全保育所分を受け付けます。

☆入所基準 保育所に入所できる基準は、次のいずれかの事情がある場合です。

(イ) 母親が家庭外労働 (ロ) 母親が家庭内労働 (ハ) 母親のいない家庭 (ニ) 母親の出産など (ホ) 病人の看護 (ヘ) 家庭の災害 (ト) その他市長が特に必要と認めた場合

☆申請 必ずお子さんを連れて、印鑑持参のうえ、保護者が希望する保育所、保育園で行ってください。(郵送不可)

なお、仮称白鳥保育園分は、亀井保育所で、若竹保育園分は志紀保育園で、ふじ第2保育園分はふじ保育園で、仮称五月橋保育園分は山本南保育所でそれぞれ交付、受付とも行いますので注意してください。

☆申請 必ずお子さんを連れて、印鑑持参のうえ、保護者が希望する保育所、保育園で行ってください。(郵送不可)

また、入所できる定員などが限られていますので申請書類について必要に応じた調査を行い入所を決定します。



## 第18次町名地番改正が行われました

☎ 91-3881 内線374

すでにお知らせしましたように11月4日から次の区域の町名、地番が改正されました。

☆改正区域 大字中田、刑部の各一部(曙川北土地区画整理事業区域外)

☆新町名 中田2丁目・4丁目・5丁目の各一部、刑部1丁目・4丁目、刑部2丁目の一部。

☆市役所公簿などの住所の書き替え

①戸籍簿、住民基本台帳、印鑑登録票などの公簿は市役所で新町名地番に書き替えます。

②町名地番改正実施区域内に土地、建物を所有しておられる場合、登記物件の表示変更は登記所が書き替えてくれます。しかし、所有者の住所が町名地番改正実施区域内の旧大字と地番で登記してあるときは、各自住所変更の手続きをしなければなりません。ただし、この手続きはすぐにしなくても随時行っていたら結構です。

③自動車運転免許をはじめ、各種免許証をお持ちのかたも随時住所変更届け出をしてください。

なお、運転免許のみ、八尾警察の協力で一括して住所変更手続き事務を行います。(日時、場所は、後日、回覧でお知らせします)

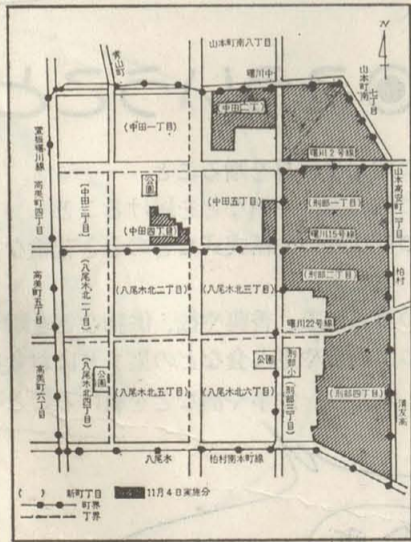
☆証明書の交付

町名地番改正にともなう証明書は次のとおり交付します。

12月13日までは無料ですが、それ以後は1件につき50円の証明手数料が必要です。

①住所変更証明書＝市民課、または曙川出張所で

②町名地番改正証明書＝建設部管理課(市役所第2別館)で



## 胃の集団検診を受け付けています

☎ 91-3881 内線360

市では、府と協力して胃ガンの早期発見のため30歳以上の市民を対象に胃の集団検診を行っています。現在11月実施以降の希望者を受け付けています。

☆費用 1人 400円

☆ところ 八尾保健所

☆申し込み 衛生課および各出張所に備えつけの用紙に必要事項を記入して衛生課まで申し込んでください。

なお、町会など団体(50-60名)で申し込まれる場合は、直接、衛生課までご連絡ください。



## 2種混合予防接種を実施

☎ 91-3881 内線360

市では、今年18日から、3種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風)予防接種第1期完了者を対象に、2種混合(ジフテリア、破傷風)予防接種を行います。

3種混合予防接種は、愛知県、岐阜県で起きた接種事故のため今年2月から中止しています。しかし、予防接種にともなう事故は、ワクチンの改良、接種方法の改善にもかかわらず完全に防ぐことができないのが現状です。

そこで市では、八尾市医師会と協議のうえ3種混合予防接種第1期完了者の免疫保持のため、事故と関連があるとみられている百日ぜきワクチンを除いた2種混合予防接種を実施することになりました。

☆対象 第1期の3種混合予防接種を2回または3回受け、完了後の期間が10カ月以上24カ月以内の幼児

☆持ってくるもの 接種手帳、母子手帳(問診表には必ず捺印、当日の体温を記入してください)

☆日程 11月18日(火)山本小 19日(水)安中幼 20日(木)志紀幼 21日(金)南山本小 25日(火)八尾小 26日(水)用和小 時間は、午後2時～3時30分です。

◎第1期3種混合予防接種の実施は、現在未定です。



## 給食物資納入業者の登録

☎ 41-8268

市教委では、来年度学校給食物資納入業者の登録申請を次のとおり受け付けます。

☆受け付ける業種 めん類および小麦粉などの穀類、いも類(こんにやくを含む)、卵類、野菜類、魚介類およびその加工品(冷凍魚を含む)、果実類(果実カンを含む)など

☆申請書の交付 11月17日～29日

☆申請書の受付 11月25日～12月6日 資格などくわしくは市立給食センター(千塚333の1)までお問い合わせください。

## 近鉄山本駅(南側の地区)に自転車置場

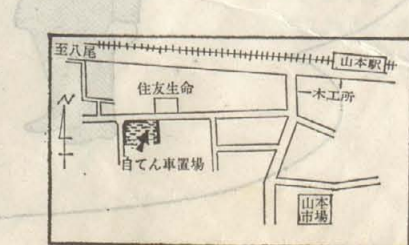
☎ 91-3881 内線331

市では、駅周辺の自転車路上放置対策として、近く、近鉄山本駅の南側地区に自転車置場を設置します。

開設日以降は、必ずこの自転車置場をご利用ください。

なお、開設日については、看板、ビラなどでお知らせします。

☆所在地 山本町1丁目134番地(山本駅南西100m)



## 老人健康診査を受けましょう

☎ 91-3881 内線289

満65歳以上(50年4月1日現在)の方を対象に今年も老人健康診査を行っています。

この健康診査は病気の早期発見、早期治療のために行うものですが、現に治療を受けておられる方も受診できます。

☆期間 11月30日まで

☆受診場所 八尾市医師会に加入している近くの医院

☆持って行くもの 健康保険証か老人医療証、健康診査記録表(地区の老人クラブ会長宅か市福祉厚生課にあります)

☆費用 無料

なお、該当する人で被保護世帯の方は、健康保険証、老人医療証のかわりに福祉事務所で証明書の交付を受け、それを持って医院へ行き診察を受けてください。



## ねたきり老人見舞金を支給

☎ 91-3881 内線289

市では、ねたきり老人に対し次のとおり見舞金を支給します。該当する人は忘れず申請してください。

☆受けられる人 12月15日現在65歳以上で次の3点に該当する人

①傷病(老衰を含む)で1年以上常時ねたきりの人

②ひとりりで歩くことが困難な人

③昨年12月16日から引き続き市内に住み、住民基本台帳に記載されている人

☆支給金額 年額10,000円

☆支給月 12月

☆申請 11月15日までに福祉厚生課(社会福祉会館内)または地区民生委員さんに申し出てください。

なお、申請書は各出張所窓口にも用意しています。

## 文化祭入賞者が決まりました

☎ 91-3881 内線486

第22回八尾市文化祭の入賞者が次のとおり決まりました。(主な入賞者のみ、敬称略)

【知】知事賞 【市】市長賞 【議】議長賞

【教】教育委員会賞

【手芸】【知】金田清子(堤町1) 【市】内田小百合(安中町1) 富田佳子(清水町2)

【議】前田勝子(太子堂4) 大崎貞子(小畑町2) 【教】谷浦ウノ(佐堂町1) 藤本忠子(陽光園1)

【染色】【知】刈谷了子(上之島町北2) 【市】金森久子(山本町南5) 豊田尚子(山本町南5) 【議】上島清子(東山本町3) 貴島春(楽音寺) 【教】志紀中学校PTA、納史子(東本町2)

【フラワーデザイン】【市】高安智江子(柏村) 【議】小林佐江子(久宝寺1) 【教】四宮郁子(山本町南2)

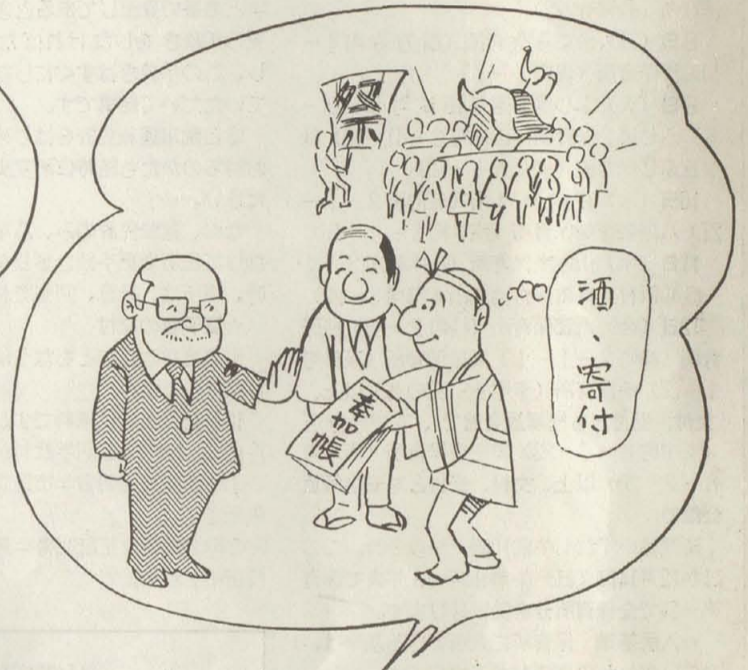
【川柳】【市】香川静々(志紀町西3) 【議】宮西弥生(山城町2) 【教】内海茂典(志紀町西2) 田中紀美代(旭ヶ丘3)



求めま

# 贈りません

## 改正公職選挙法が施行されています



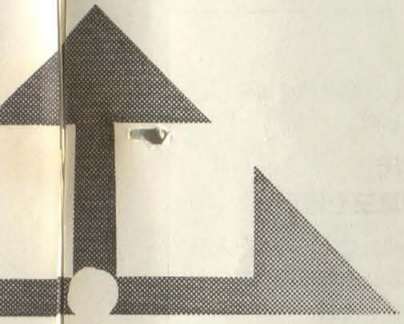
### ◎こういうことは禁じられています

- 中元や歳暮を贈ること
- 祭の寄付や酒などを届けること
- 開店祝いや落成式などのとき花輪などを贈ること
- 葬式の際、香典や楮、供物などを贈ること
- 町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事や酒などを届けること
- 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物をさし入れたり、バス代などの費用を負担すること
- 年末、年始にカレンダーや手帳などを贈ること
- 結婚・出産・入学・卒業・就職などのお祝いにお金や品物を贈ること





りません



# 受け取りません

います

## 寄付は一切禁じられています

- ① 現職議員や市長ならびに立候補しようとする人が、選挙区内の人に対し、寄付をすることは、選挙に関係あるなしにかかわらず、また、名義のいかんにかかわらず、一切禁じられています。(親族に対する場合を除く)
- ② 有権者などが、政治家や立候補しようとする人に対し、寄付をねだることも禁止されています。
- ③ 政治家や立候補しようとする人が役員または構成員である会社、団体、後援会などが行う寄付についても、その人の氏名が類推される方法ではできません。

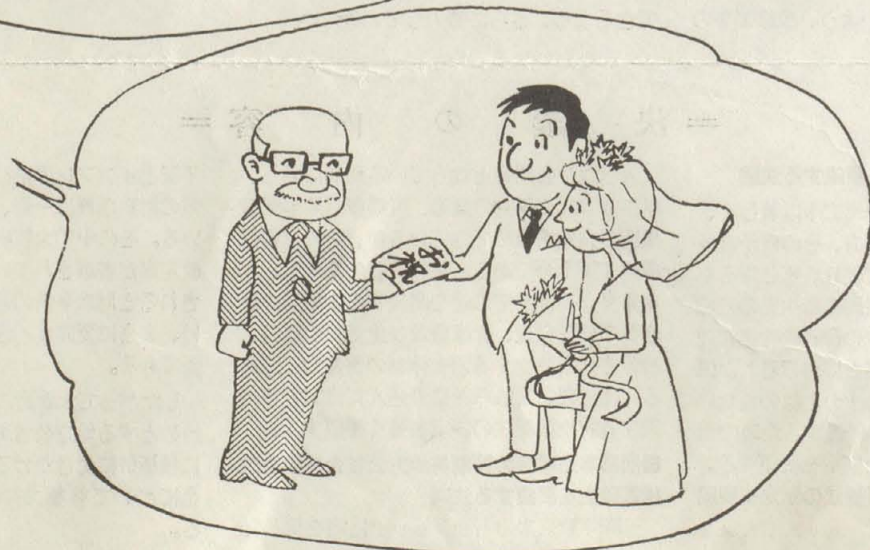
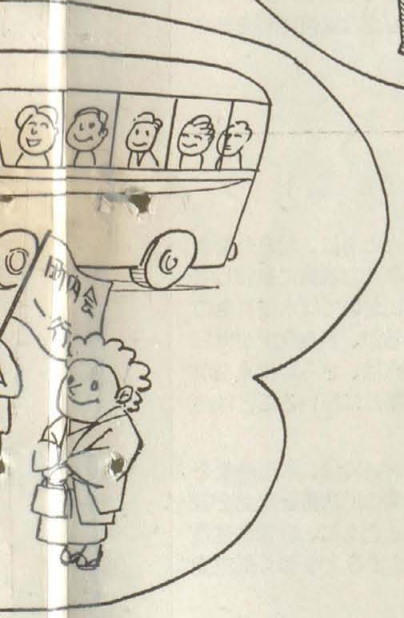
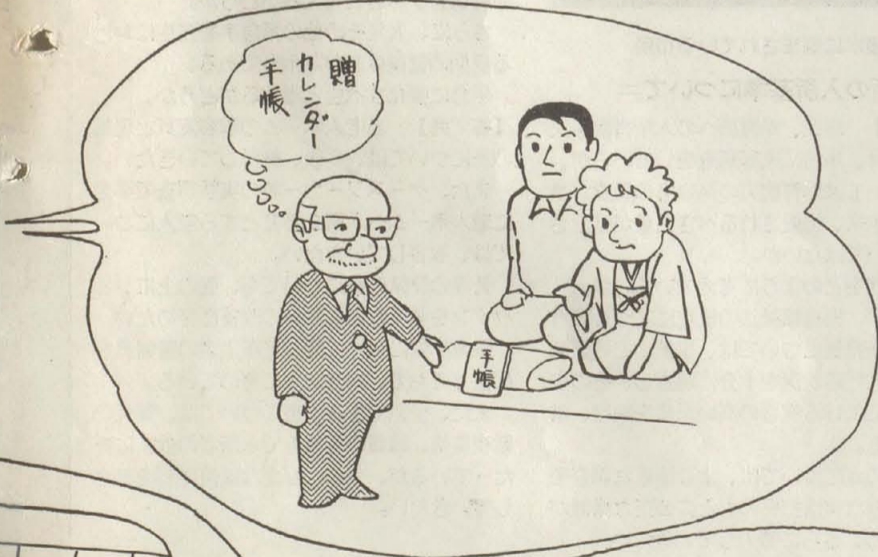
## 立札、看板、ポスターの掲示に制限が加えられています

- ① 政治家や立候補しようとする人の氏名や後援会の名称を書いた立札、看板は、政治活動のために用いる事務所1ヵ所に2枚が限度で、総枚数が次のように制限されています。
  - ☆府議、市議および市長関係…6枚
  - ☆衆議院議員関係…10枚
  - ☆参議院(地方区)議員、府知事関係…20枚(ただし、次の衆議院選執行後は22枚)
- ② 立札、看板はタテ150cm、ヨコ40cmの範囲内で、選挙管理委員会から交付された証票が貼られていなければなりません。
- ③ 市政報告会、時局講演会の開催周知等日常の政治活動用ポスターは、ベニヤ板やプラスチック板等を用いて裏打ちして掲示することが禁止されています。今までに掲示された立札、看板等で法律に違反したものがあ場合は、すみやかに撤去していただく必要があります。

## きれいな選挙で立派な政治家を

お金のかからない、きれいな選挙を行うには、政治家や立候補しようとする人が自らエリを正すことはもちろん、有権者のみなさんの理解と協力がぜひとも必要です。

有権者自身も寄付をねだったり勧誘したりせず、きれいな選挙で立派な政治家を選ぶようご協力ください。







# 議会だより

第79号  
昭和50年11月5日

編集委員会委員  
柴谷 光謙 神立 悦二  
野沢 倫昭 中谷 司  
阿部 孝 大野 茂

## 本会議

### ●会議のあらまし

#### ■9月定例会

9月定例会は9月23日から10月3日までの11日間開かれました。この定例会では、6月定例会にもまして厳しい財政状況下におかれ、財政危機打開のための具体的な財政再建策に活発な論議が交わされました。

#### 本会議（第1日）

まず市長提出議案の説明があり、各議案に

ついてそれぞれの質疑を経て、各常任委員会に付託しました。このあと、市政に対する個人質問を行い散会しました。

#### 本会議（第2日）

各常任委員会に付託した議案の審査経過と結果について、各常任委員長の報告があり、いずれも原案可決および承認しました。

続いて昭和49年度一般会計ほか8会計の決算議案の上げ後、決算審査特別委員会の設置、委員の選任を行い閉会中の継続審査としまし

た。さらに人事案件6件、決議3件を議決し、9月定例会を閉会しました。

#### 助役に生野卓男氏 収入役に川見三七雄氏

空席になっていた助役については、収入役の生野卓男氏を、収入役に市理事の川見三七雄氏をそれぞれ選任しました。

### 一財政危機打開策について一

【財政の現況】 50年度一般会計歳入歳出決算見込みが、当初予算の段階では累積赤字額20億円であったが、その後歳入欠陥が生じ、37億円の累積赤字見込みとなった。

すなわち、当初予算の時点では、譲渡所得税の減収見込み額約6億円と、49年度までの累積赤字額14億円と合わせて20億円であった。

しかしその後、当初予算計上額に対し法人市民税の減収見込み額7億円、地方交付税の減収見込み額10億円となり、このまま放置すると財政再建団体に転落という未曾有の財政危機状況にある。

【質問】 当初予算編成後、わずか3カ月で17億円の歳入不足を見込まざるを得ないのは、予算編成の見通しに甘さがあったのは否定できない。

この7億円の歳入不足を補てんすべき方策はないのか。

さらに、当面の財政再建団体の転落阻止をいかなる方策でもって対処され、財政再建に努められようとしているのか。

【答弁】 減収見込分17億円の補てんとして、市税の減収分については、国から減収補てん債でもって補てんできると考えている。

しかし地方交付税の減収分については、何ら見通しがたっていないが、この減収分についても今後国に働きかけ減収補てんに努めたい。

さらに、今後の財政再建策としては、地方財政悪化の根本的原因である現行地方財政制度の中で、とりわけ超過負担の問題、国と地方との財源配分の問題、地方債の問題については、なお一層努力に国に働きかけていく。一方、内部努力として、歳入面においては、市税の徴収率をより一層高め、財源確保と負担の公平に努力する所存である。

さらに歳出面においては、市の施設の管理運営経費、あるいは事業費においてむだをはぶき、経済性に重点をおいて事務の合理化、効率化をはかるとともに、これら経費の2割節減を目標に努力しているところである。

また膨張する人件費問題については当分の間、欠員不補充を原則として対処し、なんと

しても財政再建団体の転落を阻止する覚悟である。

### 一幼稚園等の開放について一

【質問】 小、中学校の校庭はすでに市民に開放されているが、幼稚園庭についても幼児の遊び場として開放すべきと考えるがどうか。また、スポーツ人口の増大により体育施設の拡充が急がれている中で民間の体育施設が一部利用されているが、これらの施設を市が借り受け、広く市民利用に供するよう取り組むべきと考えるがどうか。

【答弁】 幼稚園庭の開放については教育内容の点から、小、中学校と同様に開放することは困難である。今後、幼児教育に支障のない程度に開放するよう検討していきたい。

民間体育施設の確保と提供については、今後の研究課題として早急に取り組んでいきたい。

### 一級河川の改修見通しについて一

【質問】 今夏の度重なる集中豪雨により恩智川、楠根川、平野川周辺地域は、幾度となく浸水の被害を受け、付近住民は浸水の不安に悩まされつづけている。

この浸水の大半は府の事業である一級河川の改修工事の遅れに起因していることは明らかである。

そこで、これら各河川改修事業の見通しについて明らかにしてほしい。

【答弁】 恩智川については、52年度末に全面改修するというので、目下工事を進めている。

楠根川については、第2寝屋川の分流点から萱振橋までは既に改修が完了し、現在は萱振橋から上流550メートルまでの区間の用地買収を進めており、この用地買収が本年度中に完了する見込みと聞いている。

したがって来年の出水期までには、今年のような浸水被害を出さないよう、改修工事の

早期実施を府に強く要請している。

さらに平野川については、下流の大阪府域においても未だ改修が完了していない所があり、改修工事の具体的な見通しがたっていないのが現状である。

しかし市としては、このまま放置できる問題ではないので、今後さらに府と交渉を重ね早期に河川改修ができるよう努めたい。



浸水に悩まされている市民

### 一保育所の入所基準について一

【質問】 現在、保育所への入所措置を決定する場合、事前に家庭調査をしているが、一部においては保育能力の高い者の児童が措置され、本来、措置されるべき児童が措置されていないではないか。

この現状をどのように考えているのか。

【答弁】 児童福祉法の規定に基づく保育所への入所措置については、事前にその児童の保育に欠ける状況を十分に調査し、その中から保育に欠ける度合の高い児童を順次、措置している。

ご指摘の点については、より慎重な調査を行い、的確な実情把握のもとに公正な措置ができるよう、さらに努力していきたい。

### 一同和向け公営住宅、改良住宅の入居について一

【質問】 同和向け公営住宅、改良住宅の入居者については、次の3点を重点に選定すべきと考えるがどうか。

- ① 入居順位は入居率により決定する。そのためには、入居基準を設定する。
- ② 申込みの公募を行うこと。この事務手続きについては、市の主体性で行うこと。
- ③ 入居審査委員会を設置すること。この委員会の構成員については、地域の実情に精通し、公共の仕事に従事する公正な立場にある人で構成すること。

【答弁】 住宅入居者の選定については、ご指摘の方途等を踏まえながら、地区住民が納得できる公正かつ民主的な方法で、調査検討を加えているところであり、早急に具体的な方針を出す所存である。

### 一養護老人ホームの設備、運営について一

【質問】 現在、市立養護老人ホームの収容定員は60人となっているが、30人しか措置されていないのはなぜか。

また、老人ホームの畳、便所等の施設が極めて貧弱である。快適な生活を守るために早急に改善すべきと考えるがどうか。

さらに、火災その他の緊急事態発生における夜間の警備体制が不十分である。早急に強化すべきと考えるがどうか。

【答弁】 当老人ホームの収容定員と現員の差については、今後、検討していきたい。また、ケースワーカー等の実態調査で早急に老人ホームへ入所を必要とする老人については、収容していきたい。

畳等の設備改善についても、畳の上にジュウタンを敷くなど各設備の改善に努めたい。警備体制については、現在1名の警備員を配置しており、未然防止に努めている。

また、予期できる災害については、寮長の徹夜警備、職員の手機等で入所者の救護にあたっているが、今後、万全な警備体制を確立していきたい。

## 個人質問と答弁

### ＝ 決 議 の 内 容 ＝

### ◎9月定例会の日程

- 9月
- 17日 議会運営委員会
  - 22日 議会運営委員会
  - 23日 本会議（第1日）
  - 25日 文教民生常任委員会
  - 26日 保健経済常任委員会
  - 29日 建設常任委員会
  - 30日 総務常任委員会
- 10月
- 1日 議会運営委員会  
保健経済常任委員会
  - 3日 議会運営委員会  
本会議（第2日）

#### ■母性保障基本法の制定を要望する決議

わが国における妊産婦の死亡率は著しく、その原因は妊娠中毒症や出血、その他子宮外妊娠等いずれも早期発見により治療し得るものであり、加えて生後1週間の新生児の死亡についても、すべて妊娠中の母親の健康管理に起因するものであり、過去におけるわが国の母子保健対策は必ずしも十分とはいえないしたがって、母性をより保護するための母性保障基本法のすみやかな制定を要望する。

#### ■難病者等に関する特別措置法の制定を要望する決議

大きな社会問題となっている難病に対し、厚生省は調査研究の推進、医療費対策や医療機関の整備を進めてきているが、その措置は極めて不十分である。難病克服の基本は、早期発見、早期治療の途を開発すると同時に医療費の公費負担、介護費及び生活費や原因、治療方法を確立する研究体制の整備などにある。よって、これらを盛り込んだ難病者等に関する特別措置法の制定を強く要望する。

#### ■府営水道料金の抑制等地方公営企業の財政措置確立を要望する決議

一昨秋以来の石油ショックに端を発した

不況とインフレの進行とともに、地方公営企業の財政危機は一層、深刻な状態に直面している。その中で大阪府においては水道料金の改定案が審議されているが、料金改定が実施されると財政事情の悪化は、さらに拍車をかけ、まさに憂慮すべき事態に陥ることは必至である。

したがって大阪府においては、水道事業を始めとする地方公営企業の財政措置確立を国に積極的に働きかけるとともに、府営水道料金についても極力抑制するよう強く要望する。





# 議会だより

## 委員会

### ●清掃協同組合への助成金について

【議案の内容】  
清掃協同組合の49年度決算に伴い助成金3364万6000円が補正されたものです。

【質疑】  
49年度で1億4800万円の助成をしているが、さらに今回追加助成しようとする理由は何か。

【答弁】  
49年度の決算で手数料収入が2億9357万円、一方経費が4億7521万6000円である。これに1億4800万円の助成をしても3364万6000

円が不足になった。  
【質疑】  
決算見込みからなぜこれだけの見込み違いが出たのか。

【答弁】  
収入で手数料の落ち込みがあり、他方支出で減価償却費、繰越欠損金等に増額があり、これらから不足が出た。

【指摘】  
欠損金については、毎年収支を見て助成し、各年度で処理をすべきである。

【質疑】  
手数料収入の中で滞納分の処理はどうするのか。

【答弁】  
50年度末を目途に鋭意徴収に努力をする。もし、徴収不能額が出た場合にはその時点で何らかの対応策をとり、明らかにしたい。

【要望】  
今後、清協公社に汲取り業務を委託する以上は、行政が主体性をもって、適正な事業運営に努められたい。

### ●浸水対策について

【質疑】  
恩智川、楯根川の河川改修については、ある程度見通しがついてきたが、現実に浸水が起っている箇所については、どのように対処し、対策を講じようとしているのか。

【答弁】  
水路の戸せきの撤去および樋門のせき板を下げるなど、水の流速を妨げないよう努めており、相当の効果をあげている。今後さらに継続して、戸せき樋門の調査を進め、撤去できるところは全て撤去していく所存である。さらにこれに加えて各水路のしゅんせつを行っており、今後においては可能な限りしゅんせつを進めていきたい。

【質疑】  
樋門の撤去、河川のしゅんせつを進めることはもちろんであるが、わずかの雨でも浸水が起っているという現実をみる時、浸水に対する行政の基本的な姿勢にも問題があるのではないかと。

すなわち、浸水問題の大半は天災と受けとられているが、現実には人災と考えられる箇所も多く見られる。その1つに、公共下水道を整備したところから逆流して浸水している点、また中小河川の改修整備が財政的な理由から現実に進んでいない点、さらに事前対策より事後対策に追われている下水道部の人事機構にも問題があ

るのではないかと。  
これら当面する浸水について事前対策が十分配慮されていれば、被害を最少にいとめることができたのではないかと。

【答弁】  
現在の窮迫した財政事情の中で、より効果的に行政を執行するためには、行政全般を洗い直す必要がある。その中で下水道行政を見直すべきであると考えている。さらに下水道機構のあり方についても、浸水の事前対策がより確立できるような体制整備を今後検討していきたい。

### ●保育料の自主納付問題について

【質疑】  
保育所に入れない児童が多い現在、保育所に入所しながら保育料を納めない者があるという状態については、一刻も早く解決し正常な姿にすべきである。本件については6月の委員会においても指摘をしたが、その後の経過はどうなっているのか。

【答弁】  
この自主納付運動を行っていた八尾保育所運動連絡会と8月以降再三交渉を行った中で「自主納付運動は8月分をもって打ち切り、9月分からは正規に納付する」ということで一応解決をした。残る問題は現在までの滞納額の整理である。市としては一括納付がたてまえであり、分割納付に応ずるとしても50年

度内の完納を基本方針としている。しかし、現実には事実上支払えなかった者もあり、また金額も最高で五、六十万円程度になる者もあるため、これらについては期間の延長も認めるべく話し合いを進めたい。

【要望】  
本件については本当に支払えなかった者もあろうが、すべてがそうではないはずである。公平負担の原則からも悪質滞納者に対しては、誰もが納得するような強い姿勢で臨みたい。

■市立保育所の定員について  
【質疑】

市立保育所の定員と入所人員とに差があるが、なぜ定員どおり収容できないのか。

また、保育所に入れない未措置児についても何らかの対策はないのか。  
【答弁】  
市立保育所では保育年齢を推定して、年齢別にクラス編成を定員を定めている。しかし、最近では低年齢層の保育需要が高まって来たため保育面積あるいは保母定員等の関係で定員いっぱい収容できないのが実情である。また、未措置児については財政的な問題もあり、現在は当面する問題に追われているのが現状である。

しかし未措置児については、今後前向きに検討していきたい。

### ●一般会計第2号補正予算について

【質疑】  
現下の厳しい財政事情の中において、財政規模を拡大する追加補正をするよりも、むしろ減額補正をすべきではないか。

【答弁】  
今回の補正総額は、3億5000万円余りで内容的には、清協公社関係分2億5000万円が主なものであり、事業経費としては、学校プール建設のみであり、いずれもやむを得ないものである。

【質疑】  
法人市民税7億円、地方交付税10億円の減収見込みが生じ、累積赤字額は37億円となる。

そこで市長は、財政再建団体転落防止を図るため内部努力の一環として、人件費の節減策（給与改定の見送り等）を提案されたが、組合の協力は得られるのか。

【答弁】  
人件費の節減策はあくまでも暫定的なもの

であり、国の制度上の改革なくしては、根本的な解決はでき得ないと考えている。

しかし、本市の財政事情は緊急非常事態であるので、やむを得ざる措置として提案した。

自治権を失うことになる財政再建団体の転落を阻止することが、市民と職員を守ることにつながる。この基本姿勢でもって組合とも話し合いを続けていきたい。

【質疑】  
事業費の20%削減及び給与改定の見送り等市民と職員に協力を要請する前に、行政みずからの不合理や不公正を是正する必要がある。

そこで、従前にも指摘した同和対策事業の一環として実施している市税の特別減免などについて、いかなる措置を講じていく方針なのか。

【答弁】  
行政全般にわたり不均衡とむだは、なくし

ていかなければならない。

特に、同和対策事業については、各々の事業が真の解放につながるものであるかどうか十分に精査し、洗い直していく考えである。

なお、税の特別減免のうち固定資産税については、資産に対する課税であり、税負担能力のあるものまで一律に取り扱っている点は是正していく方向で検討していきたい。

【質疑】  
資金調達を図るため、市内の金融機関に協力を要請されたが、その結果はどうなったのか。

【答弁】  
去る8月25日に50億円の資金ぐりのため金融機関に協力を要請したところ、信用金庫については、協力する旨の回答を得たが、他の銀行については、いまだ返答を得ていない。しかし緊急を要する学校建設用地の買収費等の資金ぐりが必要であるので、今後も協力が得られるよう話し合いを進めていきたい。

去る10月3日に上程され、閉会中の継続審査となった昭和49年度の各会計決算は、11月10日から決算審査特別委員会で審査する予定です。

なお、この決算審査の経過と結果については12月定例会の冒頭で報告されます。（審査日程並びに委員は次のとおりです。）

### ＝決算審査特別委員会を設置＝

◎審査日程	整理事業特別会計
11月10日 水道事業会計	17日 国民健康保険事業特別会計
11日 病院事業会計	18日 一般会計
14日 農業共済、財産区、公共下水道事業特別会計	20日 一般会計
15日 曙川北、近鉄八尾駅前両土地区画	21日 一般会計

### ◎決算審査特別委員会委員名簿（9名）

委員長	阿部 孝
副委員長	西野 正雄
委員	杉本 春夫 橋 英一
	北野 信太郎 石田 久和
	友林 永市 浦 宗二
	和田 一二





# やお市政だより

(8)

## ●市の施設をこの目で

先月25日、公聴課の主催による1日施設見学会が開催され、37名の市民が、市立廃棄物破碎工場、市立いちよう学園など6カ所の施設を見学しました。

この施設見学会は、市民に市内の施設や市の事業をよく知っていただき、市政への関心を高めていただこうと企画されたものです。

参加者は19歳の学生から79歳のお年寄りまでさまざまでしたが、約半数が家庭の主婦。

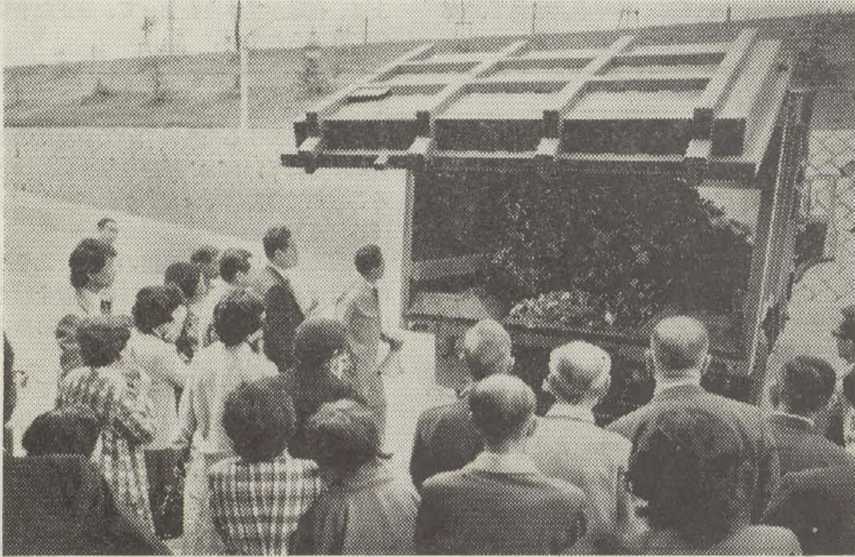
「破碎機の処理能力はどのくらいですか」「処理されたゴミはどこへ？」など破碎工場はじめ各見学施設では、熱心な質問が続き、最後は社会福祉会館で市長を囲み見学後の感想などについての座談会を行いました。

## ●「てっかいイモ」見つけたよ

先月20日、市立美園幼(南栄治園長 90名)で園児たちが大事に植えてきたサツマイモ掘りを行いました。

朝、小学校裏にある広さ100平方メートルのイモ畑に、手にスコップやくわを持った園児たちが集合しイモ掘り開始。掘り進むにつれ畑のあちこちで「わあーてっかいな。」

つもいっしょに出て来たよ。などと歓声がわき起こり、先生や応援のお母さんたちははてさてまいの忙しさ。次から次へと掘り出されるイモは本職領負けのりっぱなもので、大きなものは園児の頭ぐらいあり、みんな目をしろくろ。掘り出されたイモはイモ版画の教材に使い、残りはみんなで持ち帰りました。



## ●青果物などを廉価で「消費者デー」

第1回八尾市消費者デーが、先月24日行われ、各会場とも多数の主婦がつめかけ大にぎわいでした。

この消費者デーは、青果物などを卸売価格で市民の台所に届けようとして計画されたもので、市内の小売市場連合会や市消費問題研究会の協力を得ています。

第1回目の24日は、竜華、山本、山本中央の各市場、久宝寺、恩智駅前の各ストア、太田地区の広場の計6カ所で行われました。

販売された品目は、白菜、じゃがいも、ミカン、それに塩サナマなどで、時節柄必要な品物ばかり。各会場とも開始前から長蛇の列が続き、早いところでは30分ぐらいで売り切れました。

## ●特産物ずらり農業展示品評会

50年度の八尾市農業展示品評会が先月22、23日の両日、市民ホールで開かれました。

この品評会は、市の農業特産物の品質改善をはかり、共同出荷体制を促進する意味で年1回行われています。

今回は、キャベツ、ネギ、特殊ソ菜、花キ花木、鶏卵、それに農家の主婦の生活改善作

品など541点が出品されました。22日はその中で「特産物No1」を決める審査会が行われ、23日には、出品作が一般公開、ならびに即売されました。

当日は、開場と同時に多くの主婦がつめかけ、品物は約1時間で売り切れという盛況でした。

## ■部落の歴史と解放運動〈その4〉

明治政府は、資本主義の発展の妨げとなる封建制度を廃止しました。職業・居住も自由となり、農民の土地所有もみとめられたのです。そして、明治4年8月28日、政府は太政官布告で「えた・非人などの称号を廃し、今後は身分も職業も平民同様たるべきこと」という、いわゆる解放令を出しました。

しかし、部落のくらしを安定させるための経済的保障は全く行われず、逆に納税・兵役などの義務と負担がふえるだけで、ますます厳しくくらしを強いられました。

一方武士層には、当時で2億2千万円にちかひ巨額の金を与えて生活を助けました。また、農民たちは、明治維新によって年貢が少なくなるどころか、かえって厳しく収奪され

その不満は百姓一揆となってあらわれしました。その中には、えたと同じ身分になってしまうと、「えた解放反対」を叫んで部落をやきうちした悲しむべき例もありました。

明治10年前後に、自由民権運動が全国的におこりました。不平士族・農民・商工業者が、憲法を制定せよ、国会を開議せよと、明治政府の人民収奪のやり方に反対したのです。その中に部落の人たちも参加しました。

明治30年前後から部落の有力者たちは、自分たちの力でくらしを高め、道義を高めよう

とする融和主義の運動をおこしました。これは、差別の根本にふれず、部落の人々の生活態度にその原因をもとめるものでした。

戦争を通じて、日本資本主義は大きく発展しましたが、大戦中のインフレと戦後の不況によって、貧富の差がひろがりました。残飯をかき集めて売る店ができた、娘を身売りさせるなど、下層の人々や部落の人々のくらしは悲惨をきわめました。そのため、大正デモクラシーとよばれる普通選挙運動、労働運動、小作争議などがおこり、米騒動となって爆発します。

大正7年、富山県魚津町のおかみさんたちの「米を安く売れ」という声をきっかけとして、3府26県にわたって、米よこせ運動が行われました。政府は、この事件に対して、「さわぎを起こしたのはほとんど部落民であり、一般民は部落民のために働いたようなものだ」と発表し、部落差別をあおりたてて人民を分断し、政府に対する反感をそらそうとしました。このように部落差別は、人民を分裂させ、支配しやすくするために、支配者によってつねに利用されたのです。

米騒動、ロシア革命によって目覚めた西光万吉ら若い青年たちによって、大正11年3月3日、水平社が結成されたのです。

### しあわせを築く道

部落解放をめざして③⑥